

安威川ダム建設事務所環境管理方針

大阪府安威川ダム建設事務所は、安威川ダムの建設及び付帯工事に際して環境保全の取り組みのための「環境管理方針」を以下のとおり定めます。また、建設事務所職員及び工事関係者等は、本方針により工事を実施します。

一人ひとりが環境保全の重要性を深く認識し、環境保全に向けて取り組む意識を徹底する。

環境に関する法律、規律等を遵守する。

オオサンショウウオや希少猛禽類等の生息が確認されるなど自然豊かな地域であることを十分認識し、その自然環境を保全するため、環境負荷を継続的に低減するように努める。

工事による改変区域に、貴重種などが生息している場合、これを保全するため、可能な限り回避、低減、代償措置について検討し、施工するように努める。

工事に伴い発生するのり面などの植生復旧について、周辺の埋土種子及び飛来種子による復旧を基本とし、原則として、購入種子、外来種を用いない。

工事に起因する濁水流出を抑制するよう沈砂池を設けるなど、可能な限り濁水流出を抑制するように努める。

廃棄物・排出物の適正な管理とリサイクル、ならびに資源の効率的な利用を図り環境負荷を極力少なくするように努める。

本方針に基づき、環境管理活動を通じて、地域社会との円滑なコミュニケーションを図るように努める。

(附則)

本方針は今後実施状況を考慮し内容を充実させていくものとする。

本方針は平成 16 年 11 月 16 日から施行する。

平成 19 年 8 月 30 日一部改定